

第四十回国会 衆議院 外務委員会 會議録 第十四号

昭和三十七年三月二十日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

委員 直吉君 理事野田 武夫君

理事北澤 篤泰君 理事古川 大吉君

理事福田 俊一君 理事岡田 春夫君

理事松本 里子君 理事松本 七郎君

理事戸叶 安藤 覺君 池田 清志君

宇都宮徳馬君 大久保武雄君

齋藤 邦吉君 椎熊 三郎君

正示啓次郎君 竹山祐太郎君

床次 徳二君 稻村 隆一君

黒田 壽男君 田原 春次君

帆足 計君 穂積 七郎君

細迫 兼光君 森島 守人君

田中幾三郎君 川上 貫一君

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

外務大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

法制局参事官 山内 一夫君

(第一部長)

外務事務官 湯川 盛夫君

(大臣官房長)

外務事務官 伊関佑二郎君

(アジア局長)

外務事務官 小田部謙一君

(アジア局賠償部)

外務事務官 安藤 吉光君

(アメリカ局長)

外務事務官 中川 融君

(条約局長)

大蔵事務官 宮川新一郎君

(理財局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局次長)

専門員 佐藤 敏人君

三月二十日

委員帆足計君辞任につき、その補欠として田原春次君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辞任につき、その補欠として帆足計君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めめるの件(条約第二号)

国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件(条約第四号) 海外技術協力事業団法案(内閣提出第九二号)

森下委員長 これより會議を開きます。

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件、特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めめるの件、国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めめるの件、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件、海外技術協力事業団法案を議題となし、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを順次許します。黒田壽男君。

○黒田委員 私は前回のガリオア援助の問題に対する質疑に続きまして、きょうは総括質問の残余の部分を中心として總理を対象にいたしまして質問してみたいと思つていますが、その前にちょっと總理にお伺いしておきたいと思うことがございます。

それはきょう、これはまだ新聞等には発表されておられませんけれども、沖繩に関するケネディ大統領の声明が発表されたようであります。それについて、その内容を、概略でよろしいと思つて、本質的な部分を總理から御説明願ひたいと思つております。

○池田國務大臣 昨年六月アメリカへ参りまして、ケネディ大統領と会見し、沖繩における施政権返還を強く要求いたしましたと同時に、それが直ちに実現できない場合におきましては、やはり、沖繩を内地並みに、いわゆる経

済の復興、福祉厚生施設の充実につきまして、アメリカ政府はもつと力を入れるべきであり、そうしてまた日本もそれに協力を惜しまない、しこうして、経済あるいは福祉の充実にのみならず、自治権の拡大等々、日本人である沖繩同胞のためにもつと積極的なアメリカは尽くすべきだという強い要求をいたしました。ケネディ大統領もその線に同意してくれまして、調査団を派遣し、いろいろ沖繩の実情を調査しまして、今回の声明を出したのでございます。

声明の点につきましては、外務大臣より御報告いたします。

○小坂國務大臣 ただいま總理からお話のごとくでございますが、ケネディ大統領の声明文について、自分は琉球が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の考慮から沖繩が完全に日本の主権のもとに復帰することを許す日を待望しているということをおっしゃいます。なお、琉球諸島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少なくするため幾つかの特定の措置をとるよう指令した、こう言っておられるのでございませう。すなわち、日本に施政権が返る日を待っておる、その返る日において、非常に諸般の情勢が円滑にいくようにするためにこれこれの措置をとる、こう申しておられる、大体五つの点があげられるかと思つて、まず、行政主席の立法院による指名に基づき任命、二に、民政長官を文官とす

るといふ点、三に、福祉水準向上のため日本の県並みの地位に引き上げるために諸種の援助を増大するといふ点、第四として、高等弁務官の拒否権を限られた目的のみに限るとしている点、第五点として、自由に対する制限を軍事的必要のない限り廃止すると申しております。自治権の拡大、人權尊重をうたつておられる、こういう点が注目すべき点だと考えておられる次第でございます。

○黒田委員 ただいま總理及び小坂外務大臣の御説明を承りまして、私も、今回の声明につきましては非常に不満であります。しかし、きょうは一、二だけ問題点をとらえまして總理に御質問申し上げたいと思つております。

元来、沖繩問題は、私どもの目から見ますと、アメリカが対日平和条約を無視して沖繩を保有しておるということに問題の本質があるのであります。沖繩が日本のものであるということをお認めおられますならば、いかなる方法でこれを日本に返すかということをもつと明確に示しておくべきであると思つております。ところが、極東の安全保障上沖繩を保有すると言つて、極東の緊張を緩和する方策、たとえば対中国関係の打開というふうな点については何ら積極的に取り上げようとしておられないことは、結局沖繩を無制限に保有するということのみならず、この声明で物語っておるのであります。私どもはこれを非常に不満といたします。

そこで具体的な点につきまして一、二お尋ねしますが、ただいま外務大臣から自治権という問題についてお話がございました。住民の自治権を拡大するということが述べられておりますけれども、しかし、ただいまの御説明を承りますと、公選された主席を任命しないという権限は依然として高等弁務官に握られております。それからまた、米軍の利益というばく然たる名目で行政に関する拒否権も依然として残されております。肝心なところで自治権の拡大は、私どもから見ますと、空文になっておもうのであります。自治権拡大にこれではなっていないと私どもは考えますが、政府はどのようなお考えになりますか。

○小坂国務大臣 今後このケネディ声明に基づきまして具体的にいかなる方策をとるかということについては、これは施政権を持つておるアメリカの決定することでございますが、われわれと十分協議をしよう、こういう考えのようであります。従いまして、今後諸種の点について協議をいたしますが、ただいまも御指摘のような、自治権の拡大は少しもなされていらない、こういうことには私は思っておりませんのでございまして、十分今までから見ましての配慮はありと心得ております。ただ、沖縄が軍事的に非常に重要なものであります限り、その重要性を無にするごときはアメリカ側としても困る、こういう意味であらうと考えておる次第でございますが、具体的には、後ほどからだんだん協議を続けまして、そしてわれわれの考え方もいろいろと向こうに伝えて参りたい、こう思っております。

○黒田委員 私はきょうはこの問題であまり時間をとることは避けまして、あらためて国際情勢をこの委員会に論じますときに徹底的に政府に質問をしたいと思ひます。しかし、今小坂国務大臣が自治権の拡大について全然触れていないことにはなっていないと、こゝろ言われた。私が質問いたしましたのは、全然触れていないということを申し上げたのではなくて、最も肝心な点、最も本質的な点、自治権の拡大といえどもこれにはどうしても触れなければならぬというその点に触れていないではないか、こういう質問をしたのであります。しかし、きょうはこれにつきまして御答弁を得たいとは思ひます。時間もございませぬから、この問題は後日の質問に残しておきまして、もう一点御質問申し上げてみます。

米国の対沖縄政策について、私も、従来、米国はいかなる態度をとるかということにつきまして絶えず注目しておりました。また、今回の対沖縄新政策を見て私は、池田内閣が沖縄の返還についてはほとんど交渉らしい交渉はしていなかったというように認めないわけにはいきません。私は、その上に、この新政策の内容につきまして、池田政府が十分に事前の協議を受けていなかったということを明らかに認めることができるのであります。これは政府の非常な怠慢であると私は思ふ。池田・ケネディ共同声明を見まして、アメリカ政府は日本と協議をして、その意思を十分に尊重した上で新政策を作り上げるんだ、こういうように共同声明で言われておったと私は思ひます。ところが、今回は、西山公使に事

前に内示するという約束さえ無視せられて、アメリカが一方的に新政策を発表したように私は見るのです。この点、池田内閣の沖縄政策に関する熱意の欠除ではないか。アメリカが日本を無視したという点もあるかもしれせん。けれども、こちらが十分熱意を示せば、向こうもこちらを無視することのできない。今回のような経路を経て発表されたことは、池田内閣の熱意の欠乏、内閣の使命遂行上の怠慢、こういう点があるのではなからうか、私どもはこういう考えを抱かざるを得ないのであります。この点について政府のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 先ほど申し上げましたごとく、昨年六月ケネディ大統領との会談におきまして、私は最も力を入れて沖縄問題について折衝したのであります。私の気持は十分ケネディ大統領にも通じておると確信しております。従いまして、去年の今ごろは日の丸さえあげる事ができない、これはもう全然あのときから改善された。しこうして、今回のものをごらんになりまして、今までのアメリカ政府の沖縄政策はよほどわれわれの言うことを聞いてくれておるのであります。しかも、あなたは、発表前において日本と全然交渉がなかった、こういうふうな独断しますが、発表前に日本に発表文を持ってきております。しこうして、それを見まして、われわれの意のあるところを申し伝えまして、その点は全部これに入れておるのであります。そういう事実がございします。これは事実をお知りにならぬからあれでございますが、私は、日本の意見を十分

尊重し、発表前にわれわれに相談したことをここに申し上げておきます。

○黒田委員 アメリカの沖縄に対する政策の変化が日の丸を掲揚することを許すというふうなところに現われておるといふような御説明は、私はこれは説明にはならぬと思ひます。これはきわめて枝葉末節のことでございます。こゝろいうことによつて沖縄政策に対する判断をするということは、これは少なくとも政治家のなすべきことではない。今、この新政策の発表については、政府は十分にアメリカ側と協議され、日本の意思も取り入れられておるといふように言われましたけれども、そうであれば、ますます私どもはこの声明に対して不満であり、かつ政府の熱意を疑わざるを得ないのであります。一生懸命に交渉した結果がこういうことになった、これが熱意を持つて協議した結果であつた、これでよろしいといふようにお考えになっておるとすれば、そこに、私は、政府の沖縄政策に対する客観的に見て熱意の不足がある、こう考えます。しかし、きょうは、これは私の条約問題に関する質疑の中でとりあえず当面の緊急問題として特にこの問題を取り上げて御質問申し上げましたので、きょうはこの問題に關しましてはこれで質疑を打ち切ります。これは後日また外務委員会におきまして、国際情勢を論じますときにこの問題を取り上げたい、こう考えます。

そこで、きょうは、私の前回残しておりました総括質問の続きを行ないたいと思ひます。私は、前回の質問を通じて、ガリオア・エロア援助が行なわれた当時のアメリカとわが国との

関係は、債権債務の発生するような法的関係ではなかったということを明らかにいたしました。私は、前回の質疑におきましては、ガリオア援助の本質を、どちらかと申しますと法的本質の面からこれを取り上げまして質疑を展開いたしました。しかし、ガリオア援助は、法律面から見ただけのものでなく、経済的な、また政治的な面からもこれを見なければ、ガリオア援助の本質を全面的にとらえることはできないと思ひます。私は、前回の質疑の経験からいたしまして、きょうはガリオア・エロアの援助の経済面、政治面の意義を明らかにすることから問題を出発させたいと思ひます。その方が適当だと考えます。しかし、これは、総括質問のごときでございしますから、こまかく入つては行けないと思ひます。その本質的な部分をとりえて御質問申し上げてみたいと思ひます。

このガリオア・エロア援助に対して支払いをしようという考え方は、それを債務と心得ておるといふ政府のような立場と、あるいは、元吉田首相や緒方副総理のように、法的債務ではないが、国の名譽の問題として、道義の問題としてこれを考えるという立場のものとの相違がございします。しかし、ガリオア・エロア援助を本来の意味の援助と考へておるといふ点では両者は一致しておるといふように見なければなりません。すなわち、アメリカは援助をしただけ損失をしており、日本は援助を受けただけ利益を得ておる、こういうことになるといふのが本来の意味の援助である、私はこゝろいうふうに考へる。こゝろいうふうに見る者は、債務の弁済を

するといふ意味におきましても、あるいは恩を返すといふ意味におきましても、これを返そうといふ考えが起こつてくるのでありまして、また、政府はガリオア・エロア援助について国民にそういうように思わせようと努力をしておるように見受けられます。しかしながら、アメリカの戦後の対日援助の実態は、私はそのような簡単なものではなかつたと思ふのです。アメリカにとつて非常に有利な、日本にとつて相当深刻な問題であつた、そういうふうな私どもは受け取らなければならぬと思ふのであります。アメリカは戦後の対日援助政策によりまして物質的に損をしておるのではありません。この政策によつて、アメリカは、アメリカ国家といつたしましても、アメリカの民間資本といつたしましても十分な利益をあげておるのである、私はそう見なければならぬと思ふのです。私どもは、ガリオア・エロアの援助は、それが贈与であるといふふうには主張いたしました。債務ではないと主張いたしました。かりにそれが債務であるといつたしましても、アメリカは日本に対する援助に見合うだけの利益を日本から取り戻しておる、もつと正確に言へば、それに見合う以上の利益をアメリカは日本から取り戻しておる、これが私は実態であつたと思ひます。従つて、今になつてガリオア・エロアが債務であるから返還せよといふようなことはもつてのほかだと私は考えますし、政府がこれに応ずるのももつてのほかだと私は思ふ。このことを明らかにいたしませんと対日援助といふものの本質はつかめませんので、これから二、三私は問題点をあげ

てこれを明らかにしてみたいと思ひます。

言へば輸出せられたか、と申しますと、これは、前回申しましたように、食糧について言へば、戦争終了で不要になつたような軍用カン詰あるいは飼料用としてのトウモロコシといふようなものもたくさん輸入されたのでありまして、商業輸入であればだれも食糧としては買わないようなものが、過剰物資の輸出としてわが国に送られた。これは私はいい商売になると思ひます。ガリオア・エロア援助にはこういう面があつたのであるといふことをはっきりと国民に知らしておかなければならぬ必要がありまして、これについて一応——これは一応にも二応にも別に御見解を承る必要はない。これは事実であつたのであります。しかし、府政が債務性々々々、支払い支払いと言われております関係上、このことをも一応政府に御質問申し上げまして、私どものごとき見方をどうお考えになるか、このことについての御見解を承つておきたいと思ひます。

か債務であるかといふ問題を御質問申し上げたのではないので、債務と仮定して見て、このような過剰物資輸出といふことがガリオア物資輸出の特徴であつたのではないか、それがアメリカに利益を与えたのではないか、このことを質問したのであります。総理の御答弁は私の質問に対する答弁になつておりませんが、しかし、これも時間の関係がございまして、私はあらためて御答弁を承らうとは思ひません。私どもは私どもの考えが正しいと思つております。

日本貿易のアメリカへの片寄りとしてアメリカに有利に働いておるのでありまして、その出発点は、私は、ガリオア援助輸出、管理貿易のときにあつたと思ふ。その基礎をガリオア援助の対日輸出が作つておるといふ意味におきまして、私は、この援助はアメリカに非常に有利に作用しておる一つの点であるといふふうには言えると思ふのです。この点につきましては、私は別に御答弁を求めません。もし私どもの考えに異論があらましますなら、それを明らかにしていただきたいと思います。していただけてもけっこうです。

第一は、ガリオア援助は、これを有償であるといつたしますならば、それはアメリカの過剰物資、過剰製品にとりましてきつめて有利な輸出市場を日本に求め、そしてそれを獲得したものである。私はこういうことになつておると思ひます。ガリオア援助はアメリカにとつてきつめて割のよい過剰商品の売りさばきを意味しておる、これは、私どもがそういうふうに考えるだけであつて、当のアメリカ人が、たとへばドッジ氏が現にこのことを告白しております。アメリカの第八十一国会の下院歳出委員会に提出いたしましたステートメントの中で、ドッジ氏は次のように言つておる。対日援助の主要な援助物資であつた食糧と棉花は、いづれもアメリカの過剰物資である、商品金融会社によつてすでに買い上げられているが、これは現行立法によつて買わなければならぬものである、その限りでは、これは現在も将来も政府支出の増加を意味しない、対日援助計画の実質はこのように主として過剰物資であることを十分考慮すべきである、一九五一年度の日本向けの経済援助総額二億七千万ドルのうち、八七％はアメリカの過剰物資の購入と輸入とに充てられておる、こう述べておるのであります。アメリカ人はほんとうのことをよく知つておると私は思ふ。そしてそれを率直に言つておるのだと私は思ひます。こういうことで過剰物資が日本へ輸出せられたといふところにガリオア・エロア援助の特徴があるのでございしますが、それでは、どういふ物資が輸入せられたか、アメリカ側から

第二問題に進みます。ガリオア援助による輸入は、日本がアメリカの占領下にあるといふ特殊な事態のもとにありましたために、他国の商品輸出が入り込むべきを与えないように利用せられた。管理貿易を媒介といたしまして、日本を対米一辺倒にさせるという有利な情勢をアメリカが作り出したのであります。アメリカの余剰物資は当時日本市場を独占しておりました。大蔵省の編さんした資料によりますと、これは一九五一年一月であります。この事情を次のように述べておる。輸入について見ると、戦前はアジア側が過半を占め、アメリカ州は三割であつたが、戦後は、輸入がアメリカの対日援助費によつてまかなわれた関係上、対米依存の傾向を強め、昭和二十一年度には輸入総額の九七％、二十二年にも九二％、こういうふうに報告をしております。アメリカは、占領政策、ガリオア援助物資の輸出を發端といたしまして、貿易上有利な条件をさらに將來に向かつて作り出した。そういうことばそうなつておる。それは今日もなお

第三、あなたのお考え方は、当時の事情をつまびらかにしてないから、そういうお考えが出てくると思ふ。あの当時におきまして、どこの国が日本に、延べ払いと申しますか、あるいは払うか払わぬか不確定の債務——不確定と申しますか、そういうものをどこの国がやつてくれたでしよう。アメリカならばこそ、ああいうふうにして、われわれの食糧危機、そして経済復興のためにやつてくれた。ほかにやる国がないからアメリカがそうなつたのでございまして、だから、われわれも国会におきまして輸入物資の放出に對しまして、ほとんど全会一致で感謝したじゃございせんか。それを、今になつて、アメリカが日本の経済を独占するためにやつたんだといふことは、私は、いかがなものか、日本国民の大多数の意見ではないと思ひます。しこうして、日本の市場を独占するといつて、今独占しておりますか。今、やはり三分の一で、戦前と同じでございします。そうしてまた、われわれといたし

第四、あなたのお考え方は、当時の事情をつまびらかにしてないから、そういうお考えが出てくると思ふ。あの当時におきまして、どこの国が日本に、延べ払いと申しますか、あるいは払うか払わぬか不確定の債務——不確定と申しますか、そういうものをどこの国がやつてくれたでしよう。アメリカならばこそ、ああいうふうにして、われわれの食糧危機、そして経済復興のためにやつてくれた。ほかにやる国がないからアメリカがそうなつたのでございまして、だから、われわれも国会におきまして輸入物資の放出に對しまして、ほとんど全会一致で感謝したじゃございせんか。それを、今になつて、アメリカが日本の経済を独占するためにやつたんだといふことは、私は、いかがなものか、日本国民の大多数の意見ではないと思ひます。しこうして、日本の市場を独占するといつて、今独占しておりますか。今、やはり三分の一で、戦前と同じでございします。そうしてまた、われわれといたし

第五、あなたのお考え方は、当時の事情をつまびらかにしてないから、そういうお考えが出てくると思ふ。あの当時におきまして、どこの国が日本に、延べ払いと申しますか、あるいは払うか払わぬか不確定の債務——不確定と申しますか、そういうものをどこの国がやつてくれたでしよう。アメリカならばこそ、ああいうふうにして、われわれの食糧危機、そして経済復興のためにやつてくれた。ほかにやる国がないからアメリカがそうなつたのでございまして、だから、われわれも国会におきまして輸入物資の放出に對しまして、ほとんど全会一致で感謝したじゃございせんか。それを、今になつて、アメリカが日本の経済を独占するためにやつたんだといふことは、私は、いかがなものか、日本国民の大多数の意見ではないと思ひます。しこうして、日本の市場を独占するといつて、今独占しておりますか。今、やはり三分の一で、戦前と同じでございします。そうしてまた、われわれといたし

ましては、第一次産品につきましては、今後東南アジアからほとんど買っていく、こうしておるのでございます。どこの国がああいうふうな状態のときに日本に物を持ってきてくれたでしょう。これはアメリカならこそ持ってきたとわれわれは考えるのであります。

○黒田委員 政治的立場の違いから、そういう見方の違いが出てくる、私はそう思います。

では、もう一点あげてみましょう。

第三に、ガリオア援助がアメリカ資本をいかに利益したかということも私も考えてないわけにはいかない。ガリオア援助物資は、日本が占領下にあるという条件のもとで、明確な代金を日本側に提示することなく日本に輸出されたものであります。そして、その援助物資は、アメリカの民間の資本家から買い上げられたもので、この援助物資が日本に積み出された以前に民間資本家は政府から代金を受け取り済みでありまして、十分利益をあげておる、こういう関係になるのであります。しかも、昭和二十四年四月、見返資金特別会計設置までの援助は複数年にわたって作られておりました、これは多くの人々が指摘したところでございますけれども、アメリカからの輸入品は不当に高く計算され、日本の輸出品は不当に安く買いつけられて、それによってアメリカの民間資本に不当な利益をあげておる。これも客観的な事実である。また、輸出入の差額は、見返資金特別会計を通じて援助物資の払い下げ代金でまかなったのでありまして、このような操作を通じてガリオア・エロア援助はアメリカの民間資本を十分もうけさせておる。このような

意味で、事実上、米国の民間資本家は、日本への援助に対し十分利益の取り戻しをしておるのだという見方ができるのであります。

きょうはこまかい数字をあげませんが、これは、総括質問でございまして、また他の委員諸君が後日このことをこまかく申すはずであります。きょうは、私は本質的部分について申し上げておるのでありますが、こういう理論は確かに成り立つのであります。これに對しまして一応政府の御見解を聞いておきましょう。

○池田國務大臣 アメリカの農民が作られた小麦、大豆、あるいは鉱業者の出した石炭等々、それはアメリカ国内が買います。それはアメリカ国内における政府と民間業者との関係です。しこうして、アメリカ政府が買ったものを日本に送ってきたのでござい。アメリカの業者がもうけようとする。しかも、向こうの計算では十九億九千万ドル、こちらの計算でも十七億九千万ドル、この分を四億九千万ドルで済ませようというのでござい。あなた、業者がもうけたとかなんとかいうことは、私は問題にならないと考えておる。これは、一般の常識から申しまして、日本政府が農民から買ったものを政府でよそに売った。これは農民がもうけておるから、日本の政府がそれをよそに売った場合に、売ってもらった人は金を払わなくていい、こんな議論は成り立たないと思ひますが、いかがでございましょうか。

○黒田委員 私は、私わなないでいいというこの論拠として今このことを論

じておるのではなくて、先ほどから言いますように、有償であるとすれば、このような利益をアメリカがあげておるということについて、個々の事例をあげたのです。アメリカの対日援助が、アメリカと日本との対等の関係ではなくて、占領、被占領という関係のもとに行なわれたことによりまして、アメリカはこのような特別に有利ないろいろな条件を獲得しております。その上に、このような経済的な従属関係を通過して、日本を政治的にも従属させるといふ効果が出てきておる。事実そういうような関係になっておる。そして、その後、ガリオア援助が終わりました後は、MSA軍事援助がこれにかかわって、援助の名のもとに日本を軍事的に従属させるといふ関係がさらに発生してきた、これを新安保条約によりまして体制固めをしておるのだ、私どもは政治的にこう見なければ、さかのぼってガリオア・エロア援助の政治の本質をつかむことができません、そういうふうに私どもは見るのであります。ガリオア・エロア援助も、このよ

う。故意に解釈しようとする者には、何を申ししても耳に入らない。

そこで、私はガリオア・エロアの債務性の問題について質疑を続けて参ります。念のために聞いておきますが、協定第一条の支払い債務、これは一体どういう意味のものであります。これは売買代金の支払いという意味であるのか、それとも、貸したものであるから返してくれという意味のものであるのか、その点最初によつと承っておきたい。

○小坂國務大臣 ガリオア援助に基づく債務をここで確定して支払う、こういうものでござい。この協定の御承認があつて債務が確定する、こういう性質のものでござい。

○黒田委員 その債務の性質は、債務といつてもたくさんござい。売買代金としての債務を支払うというのであるか、それとも、借りになつておるから支払うという意味であるか、その点法理的なものであるということになる、こういう点も明らかにしておかなければならぬと考えますので、私は質問したのであります。

○小坂國務大臣 従来債務と心得ておつたもので、いろいろ交渉いたしましたので、四億九千万ドルを債務として確定する、こういうことであります。

○黒田委員 ただいまの小坂外務大臣の御答弁では答弁にならぬと思ひます。林法制局長官がおいでになりますから、長く時間をとる必要はありませんが、ガリオア・エロアの本質をつかむために、この点も私どもはつきりさせ

ておきたいと思ひますので、質問いたします。

○林修政府委員 今の御質問の趣旨は私らもよく了解しかねる点があるのでありますが、本質的には今外務大臣がお答えした通りだと思ひます。きょうは、占領中に、いわゆるスキヤッピン等によりまして、その日本側が援助を受けた品物の代金の支払いの条件等は追つて協議するといふことがあるわけ。そういうわけで、未解決になつておりました、日本側として債務として心得ていたものを今回そのうちの若干の部分についてはつきりした債務と確定しよう、こういうもの、だと思ひておるわけでございます。

○黒田委員 ただいまの御答弁で明らかにいたしました。代金債務として払う。これは、池田首相の御答弁の中に、贈与か貸与かといふような言葉が出て参りますので、それでただいまの質問をしてみたのでござい。代金の支払いだといふ御答弁でござい。すので、この点はつきりしたと思ひます。

それで、問題を進めていきたいと思ひます。私は、先回の質問で申しましたように、ガリオア援助が行なわれておりました当時、アメリカと日本との間には債権債務という関係が発生する、よる法的状態ではなかつた、そういう状態の中から、協定文を見ますと、これは債務といふことで調印を求められておりましたから、いつの間にか債務が発生したといふことになつておるのです。どういふ筋道を通つて法的関係のない状態の中からそういう法的関係のものが出てくるのであろうか、このことについて、私ははつきりと御答弁

この問題は從來はなほだあいまいに取り扱われておりました。私はきょう特にこれを最初に問題といたしますのは、「債務と心得る」という言葉がたびたび出てくるのです。占領中、法的状態でなかった事態の中から今債務という法的なものが出てきて、その負担の承認を求められておるといのがこの協定の承認問題でございます。けれども、これに関する從來の質疑が非常だあいまいなままになっておる。これをあいまいにさせているのは、政府が「債務と心得る」というような言葉を使っておられるからだとは私に思うのです。私はこの債務と心得るといふ言葉

の中に非常なあいまいさが含まれてお
ると思います。このことが問題の筋道
をはっきりさせない最も大きな原因
だったと私は考える。ところで、この
心得るという言葉はどうも私どもには
えないの知れない言葉でございますけ
れども、これは決して枝葉末節的な言
葉づかいの問題ではありません。私ど
もから見れば、ここからくりとごま
かしが隠されておるのだ、そう思うの
です。これをはっきりとあばき出すと
いうことをしておきまさんと、今後の
質疑もまた何か食い違ったものにな
り、依然としてあいまいのままに事
を進めるということになって参ります
ので、これはぜひ私は明らかにしてお
きたいと思う。

從來までの池田首相に対する私どもの質疑を通じて、ことに前回の池田首相に対する私の質疑を通じて、次のようなことが明らかにになりました。

池田首相は、去る三月二日の予算案委員会におけるガリオア・エロア援助の問題についての横路委員に対する御答弁でこう言っておられます。「私は、その後ずっといろいろな研究したあと、昭和二十五、六年ごろからは、債務と心を得ます、こう言っております。」、こういように答弁されております。そういたしましたすと、ガリオア援助が開始されましたのは昭和二十年からでございますので、池田首相がガリオア援助を債務と心得ると言うようになったのは、ガリオア援助が開始せられてから数年後ということになるわけです。ガリオアもエロアも昭和二十六年にはその援助が打ち切られております。そういういたしますと、池田首相はガリオア・エ

ロア援助が終つた前後のころからこれを債務と心得るようになった、こういうことに御答弁の上からはなつておるのであります。これは最近の御答弁

か、しかも、池田は昭和二十四年の四月何日にはガリオア・エロアはもらったものか借りたものかまだはつきり言えませんという言葉を使つておりながら、今では債務と心得るという言葉を使い出した、その使い出しの言葉はいつごろかという質問に対して答えたのでございませう。で、はつきり、この援助物に対する支払いの方法、計算は追つてきめるといふことは、昭和二十一年の七月に出でおるのでございませう。しこうして、計算、支払い方法は追つてきめるとある。このときにももらったものもありませう。まだはつきり——ガリオア・エロアのうちに、これは無償であるというものもあったのですから。そこで、私は、昭和二十

四年の四月には、もらったものか借りたものかまだはつきりせぬものもあります、こう答えた。今、債務と心得るというのはいつごろから言い出した

し、それ以前にも債務と心得なかったとは言っていないというようなことを言っておられます。しかし、ある物事について考えておることが言葉になって現われるのでありますから、言葉になって現われたときに、そういう考えを持っていったというように解釈するのは常識でありますよ。その言葉は二十五年ごろから使ったのだけれども、考え方としてはそれ以前にも別な考えを持っていったのじゃないのだ、ただ言葉としての使い方が二十五、六年からだというような、こういうあいまいなごまかしを言われますから、問題がはっきりしないのです。この点は一つ冷静に質疑応答を取りかわしてみましよう。私は事態の本質を明らかにし

たいからこのことを質問している。池田首相は昭和二十四年四月十三日に、先ほども申しましたように、衆議院の予算委員会で、ガリオア・エロア援助

これはもちろつたことになる分だ、無償だ、しかし他の部分はそうでない分だ、そんなことを今言われた。そういう詭弁を弄すべきではありません。そういうことを私は問題にしておるのではない。援助物資それ自身を私は一体のものとして理解して質問をしておるのであります。総理の答弁も、決してある個物はこうであるけれども、他の個物はそうじゃない、そういう意味でこの貸与なりや贈与なりやまだきまっていないということをおっしゃったのではないのです。そうでなくて、援助物資を全体として債務なりや貸与なりやきまっていない、こう言われたのです。そうしてまた、先ほど申しましたように、先日は、もう場合もありましょ

う、払う場合もありましょう、こうい
うように答えられておるのでありま
す。これは一体としてのとらえ方で
す。もううものもある、払うものもあ

というものは個別的な考え方です。従来はそうは言われなかった。これは新しい問題が起った。ところで、債務と心得るといふのは、一体としてとらえて、もうべきものであるとは考へていないことになるわけですね。債務と心得るといふことは、そうなるわけですね。これは常識で判断すればそうなる。だから、今総理の言われましたことは、答弁の明瞭さを欠いておられます。昭和二十五、六年ごろから債務と心得るといふ言葉を使われましたが、その言葉を発した内心の思想もやはりそうであった、こう考へなければ論理は成り立ちませんよ。議論できませんよ。常識的に私は問題を解明していきたいと思うのです。だから、詭弁を弄しないで下さい。はつきり、どうですか。昭和二十五、六年以前、ガリオア援助が始まって以来昭和二十五年まで、すなわち債務と心得るといふ言葉を発するようになったそれ以前は、今申しましたように、債務なりや贈与なりやということはまだきまっていなかったのだ、そう考へられておった時代でありまして、そのときの考へ方と、債務と心得るといふような言葉を使い出したときの考へ方とは、はつきり違いますよ。そこをはつきりしていただかなければ困る。そこをもう一度御質問します。

○池田内務大臣 昭和二十四年の四月に、私が、今お話しのように言っておるようであります。「ガリオアとかエロアとかの資金を贈与なりや貸与なりや」といふ問題は依然としてきまっておられません。——このもとはどこから来ているかというと、昭和二十一年の

七月に、援助物資についての支払い方法あるいは計算についてはあとからきめる、こうなっておるのでございますから、このガリオア・エロアの分は、もう分もありまじょうし、貸与の分もあろう、こう答えておるのであります。貸与の分もありまじょうし、ということは、やはり債務と心得るといふ意味と通ずるのであります。しかも、極東委員会の決定で、降伏後の対日基本政策のうちに、日本の輸出代金は非軍事輸入の費用に使用することができ、これはもう債務性を——援助物資は貸与であるから、貸しであるから、この分からはつきりしておるのであります。で、われわれは、ガリオア・エロアはみんな借りたものだと思っておりました。また、私わなければならぬ部分で、これをどう説明した方がいいかという場合におきまして、貸与の分もあるうし贈与の分もあるから、一応その後において言葉として債務と心得ると言うのであって、これはある程度のものでは私わなければならぬということにはつきりしておる。それをどう言つか。貸与の分もあり、贈与の分もあり、このままで通してもよろしゅうございます。しかし、貸与の分もあり、債務と心得ると言う方が簡単で明瞭だから、そう答えたのであります。

○黒田委員 それは、簡単明瞭ではなくて、健全な常識を持っておる者には、そういう答弁は依然として理解することができません。今新たに、あるものは贈与であり、あるものは貸与であるというようになことを言われたよう

であります。そういう意味で従来は答へられていたのではなくて、援助物資は全体として貸与かあるいは贈与かというところが論ぜられてきたのでありましたが、また、総理も、そういう意味において貸与であるか贈与であるかわからないと答弁されてきたので、個々のものについて、あるものは贈与になり、あるものは貸与になる、そういう意味ではなかつた。第一、そんなことを言ってみたら、簡単に区別できますか。なかなかそういうことにはできないものじゃないのです。今いたずらに自分の主張を合理づけようと思つてかえつてますます不合理な、前後相違したことを述べられておる。はつきりと答へられたらどうですか。昭和二十五、六年を前後として、そのときに初めて債務と心得ると言ひだした。首相もそう答弁されている。事態の性質として、債務というのと贈与というのとは根本的に違うもので、それがどちらかわからぬというのが、昭和二十五、六年以前の、すなわち二十四年答弁に代表せられたその答弁である。昭和二十五、六年を前後として、それ以後債務であると心得ると言ひだした。それ以前の考へ方は、債務と心得ておるのではなかつたのです。私はそう思う。

それでは、一体、債務と心得るといふことは何か。贈与なりやあるいは貸与なりやわからぬということが債務と心得るといふことでしょうか。そういうことは常識では考へられませんか。債務と心得る以上は、まだ金額や支払い方法がきまつておるかないかということは別として、いずれは必ず支払わなければならぬものということですよ。

贈与とは全然違う。だから、債務と心得るといふことが、もし、贈与なりやあるいは貸与なりやというところがきまらなかつた状態のことであるというこゝになつて参りますと、これはまた問題が非常に混乱してきます。また、貸与と贈与とが部分的に混在していた状態だということにも先ほど言ひました。それは新たに言ひだしたことである。ますます混乱してくる。何回も言つておられること、何回も言つておられること、意味がはつきりしないから、きょうこで聞いています。もう少し待つて進めれば、わかるようになる。まだ議論の途中で、いかげんの予想をして不規則発言をすることはやめて下さい。これはまじまじの質疑である。私ども、真剣に、事態の真実を知ろうと思つておる。質問しているのです。それ以外に私どもの目的はないのです。そこで、私はちよつと聞いておきませんが、二十五、六年を境にして債務と心得ると言うようになったときの総理の解釈と、それ以前の債務なりや贈与なりやわからぬという考へ方とは違います。論理的に見ても違ふし、常識上から見ても違ふ。この違ひをなぜお認めにならないのか、もう一べん聞いてみましょう。

○池田内務大臣 違います。私は違ひないという気持ちで答えておるのでございませう。言葉使いが悪いというなら別でございませう。事実は、先ほど申し上げましたごとく、この援助物資の支払い条件、計算は追つてする、こう言つておるのでございませう。これは一応債務と心得る、これは貸与と見るべ

きでございませう。しこうしてまた、アメリカの方では、商務省の雑誌にはグラントとしながら、これはクレジットも含んでおる、こう言つておるじゃありませんか。これは社会党の方々の引用されるアメリカの商務省発行のブレイクンによっておる。これは一応グラントと書くが、クレジットの分もある、貸してある分もある、こう言つておる。同じことなんです。しかも、債務性をはつきりさせておるの支払いに充てられる、こういうことも言つておるじゃありませんか。これは債務性があるから貸与と見るべきでございませう。しかし、これは貸与であり、またと言つたならば、これは全部貸与になつては大へんでございませう。われわれ、もう分もある、こう心得ておるのでございませう。貸与の分もあり、もう分もありませう、ということをおる。これを簡単言葉で言へば、一応債務と心得ておるが、どれだけの債務かはわかりません、こういう意味で、貸与の分も贈与の分もありませう、ということをおる。言葉使いが悪い、という意味なら別であります。日本にはわかると思ひます。これは日本人の大部分はわかります。

○黒田委員 日本人にわかるような言葉使いをされておいでになりますれば問題はないわけですね。そうしますと、総理は、いろいろ研究した結果、昭和二十五、六年からは債務と心得ると言うようになった。このことがそれ以前に考へていたことと同じ内容で用いられたとするなら、それ以前になぜ同じ言葉を使われなかつたのですか。内容

つかればあっちへ逃げ、あっちをつかれればこっちのことを言うというのでは、これは国会答弁にはなりませんよ。どこか他の世界における答弁にはなるかも知れませんが、いやしくも責任ある国会の委員会における答弁にはなりません。はっきりさして下さい。

○池田国務大臣　私は、大蔵大臣のときからずっと総理大臣までうそを言っておりません。今のうちに四月には言っておるじゃございませんか。ガリオアとかエロアとかの資金は贈与なりや貸与なりやという問題は依然としてきまっておりますと。だから、今のの債務と心得える、——今まで、今国会

て四億九千万ドルを債務とするということを出すまでは、贈与なりや貸与なりやという問題は依然としてきまつていない。その言葉を、昭和二十五、六年ころは債務と心得るというのでやってきておるのであります。言葉使いが誤りだというなら別問題だ。気持はこれと同じです。だから、二十億近いもののうちはっきりした贈与の部分もございますよ。グラントとアメリカでも言っているじゃありませんか。しかも、グラントのうちにはクレジットを含む、貸与もあるのだ、こう言ってお

るのはアメリカ人も私も同じ考えてあります。何も変えておりません。あなたが變わつておるとか言う。どこが變わつておりますか。今も言つたでしょう。昭和二十四年のときの氣持を、簡単な言葉で言つて、債務と心得える、こう言うのであります。それは贈与の分もあるから、貸与の分もあるから、こう言つておるので、ちつとも變えておりません。

○黒田委員 私、こういう議論を繰り返しておいては、これは切りがないと思います。総理がそういうふうにお答えになるのでは、これはもうこれから議論を進めていくことはできません。だが考えてみても、こんなことを繰り返すのでは、不愉快になりま

ままでは、総理と私との間に今までのような議論を繰り返しておいては問題を進めることができません。

委員長、債務と心得得というのはいかなることであるか、このことについての確定的な解釈を一つ政府でしていただきたい。今のようなことを言われるのでは、私は答弁にならぬと思う。今のようなことを答弁されたのでは議論の進め方がありません。最も肝心な総理大臣が前後違ったことを言われるのですから、これでは仕方がない。私の質問に対する総理の御答弁では、満足がいまいかぬという問題ではなくて、理解ができないという問題です。健全な常識をもっては理解できない言葉でありますから、こういうことをここで引き続いて繰り返して聞かされても、それはとうとう審議の時間をむだに費やすことになりま

す。この問題に関する限り私は留保しておきます。そうして質問を進めていきたい、こう思います。

しかし、一応もう一度総理の見解を聞いてからにしましょうか。そういたします。

○池田国務大臣 債務と心得得ということについては、私は私なりに解釈することができません。それはただいまは詳しく申しません。ただ、それは債務と心得得ということについての今日の御説明のような意味はないということだけははっきり申し上げておいて、次に問題を進めたいと思います。しかし、どうもこのようなやりとりでは進めようがない。私はそう思うのです。もし何でしたら、多少時間を待つてお

りますから、きょうは一つ政府が確定した解釈を出していただきたい。この

してきまっておりますと答えております。そうしてまた、その次におきましても、イタリアその他ヨーロッパ諸国におきましての例を見ますと、講和条約でこれが贈与になった例もあるのでありま

す。これはやはりその当日でござります。従いまして、われわれのあれとしましては、これが貸与なりと言いたならば、全部払わなければなりません。しこうしてまた、全部貸与でないということもわれわれ想像つきま

す。相対の部分には贈与の部分とわれわれ期待しておるのであります。だから、これをはっきり申し上げられぬと言っておるうちに、貸与の分もありま

す。贈与の分もありま

す。これを考えてみますと、一口に言ったら、債務と心得得であるという不確定なものです。と

いう方が、アメリカとの折衝その他わが国の国民にもわかりやすい、こういうので申し上げておるのでござります。実際に

おいて、結果から申しましても、十八、九億ドルの援助物資のうちで、結果が四億九千万ドル払うという

ことになれば、貸与の部分もありま

す。この部分もあ

ったという昭和二十四年の四月の答えが適当であつたと思

います。しかし、このことはやはり債務と心得得であるという言葉で来ておるのであ

ります。これが政府の確定的な考え方でありま

す。○黒田委員 依然として、ただいまの御答弁は論議で

ある。了解すること

はできません。私は、先ほど申し上げましたように、昭和二十四年の四月の予算委員会

で、この点につきま

しては後日に質問を留保します。

ただ、ちょっと一言念のためにお聞

きしておきたいと思

います。これは、きょうは二十四年の御答弁の言葉をもつて債務と心得得という内容であると言われたのであ

ります。それがきょう初めて承ることでありま

す。○池田国務大臣 きようでござい

ます。

○黒田委員 このことははっきりと記録に残ると思

います。そこで、私は、この問題につきま

してこれ以上に時間をとることはこの委員会

のためにもよくないことと考

えます。○戸叶委員 私、自分の質問のとき

にまたこれを問題に

しますから……

○黒田委員 私の質問を、ただいまの問題を留保し

ておいて進めたいと思

います。

健全な常識をもつて政府の言葉使用を推測すれば、心得得というのは、今総理が御答弁にな

ったような意味のものではなくて、債務ではあるけれども、その内容が、すなわち金額や支払い方法やあるいは利率等がまだ確定してい

ない、けれども、事柄の性質としては債務である、そういう状態にあるものを、債務という言葉で表現さ

れたのではな

か。こういふ考えはあり得る、こう考えま

す。そうでない問題が起りますよ。そういう考えはあり得る。それは健全な常識をもつて納得できる。こ

ういふことじゃな

ったのですか。それとも、先ほど言

ったような意味で債務と心得得と

いうことの中

うことは、二十一年の覚書で言っておるわけです。それから、極東委員会でもはっきり言っておるわけです。だから、債務性はございます。しかし、債務じゃございませんよ、まだきまつていないのですから。

○黒田委員 まだきまつていないから債務ではございませんとおっしゃいましたね。それは、私が先ほど言いましたように、債務であるか贈与であるかがきまつていないということではなく、債務ではあるけれども、まだ金額その他の内容が確定していないから債務という言葉を使わぬのだということにすぎないのです。けれども、債務であるという点には違いないじゃないですか。ここは非常に大切です。切めから債務ではあるけれども、内容がまだ十分に確定していないから債務という言葉を使わなかったのだ、債務性はあるということと、まだ債務になるやうに贈与になるやうにわらないから債務と言わなかったのだということとは非常に違うのです。この点について、総理の御答弁では、前後で意味が違っているかと論議を進めていく上において、私も議論を進めていく上において非常に不便を感じるのです。今までおっしゃったこと、この問題につきまして総理の御答弁になったことは、私も、悪い意味において参考になる。これは、なおよく記録を調べまして、前後を十分に對比します。この点につきましても私は質問を留保しておきます。そうして次の問題に進行します。

〔野田(武)委員長代理退席、委員長着席〕

この問題はまだ残るのですが、もうちょっと確かめてみます。われわれの考え方とは違いますが、政府は債務になるものが一部はあるということを考えておられたというのですが、それはそれでいいですね。そうであれば、これからこの考え方を出発点として問題を発展させていきたい。債務もあるけれども、――私どもがそう考えておったのじゃないですよ。債務になるものもあるけれども、贈与になるものもある、こう考えておったのだ、それは初めからそう考えておったのだ、政府が配付されたアメリカ側の三文書が発せられたそのころから債務と心得ておったのだ、その意味は、今申しましたように、ガリオア物資の中には債務になるものがあるということとその当時から心得ておったのだ、ただ額等がきまつていなかったのだ、だから、債務という言葉を使わなかったのだ、心得るという言葉を使っておったのだ、しかし、心得ておるといふ言葉使用は二十五、六年から始めたのだ、こういうことになると思います。やはり切めから、債務になるものも一部ある、こういうふうにお考えにはなっておった。この点は大切です。その点をちょっとはつきりして下さい。

○池田国務大臣 先ほど来言っておるじやございませんか。昭和二十一年の七月にそういう覚書が出ておるじやございませんか。そしてまた、極東委員会から日本の輸出代金を援助物資の輸入に充てておるじやございませんか。これは多分贈与でないということを示しておるのではありません。債務と心得るというの、確定債務じゃないということとです。将来支払わなければならぬかも知れぬ、それは交渉によってきまることだ、こういうことを言っておるのでございませぬ。

○黒田委員 ただいまの御答弁でまた違ってきた。将来支払うかどうかは交渉できまると言われた。それでは、今日の先ほどまでの答弁の内容とまた違ってきた。はなはだはつきりしない。今までの御答弁で私は満足するわけにいきません。これは、先ほど申しましたように、いま一度なお速記録を精査いたしまして質問することを留保させていただきます。

総理の御答弁はあいまいですが、とにかく、初めから債務になるものが一部あった、こうおっしゃったことを基礎にして質問を進めましょう。そうすると、これはやはり初めから債務であったのじゃないですか。ここが大切です。額がきまつておらぬけれども、債務になるものがあるということをお初めから覚悟しておったというのでした、それはやはり債務を負担しておったということになるのじゃないか。その当時憲法問題が生ずるかどうかという問題であり、その当時国連の問題にこの意味でなすべきであったかどうかということも、これはあとから問題にしてみたいと思ひますが、とにかく、一部は債務になるものが必ずあるというふうにお考えおったということになれば、それじゃ、援助物資を受けておった当時、日本は債務を負担しておったのだということになるのではないでしょう。

○池田国務大臣 これは、支払いその他をきめるといふことになっておるのじやございませぬ。それだけでは債務を負担したことになる。債務を負担するの、債権債務の合議がなければならぬ。その合議のところまでいっていない。支払わなければならぬというところで法律上の債務になるか、将来そのことにつきましては計算、条件についてはきめるといふことになっておるので、普通の債務ではないと考えております。

なお、法律問題でございしますから、法制局長官から答えさせます。

○林(修)政府委員 この問題は、今の憲法に照らしても、私は、いわゆる債務を負担したことはならないと思っております。

もう一つ、問題は、これは黒田さんもよく御承知だと思ひますが、この問題は二十一年七月のスキヤッピンで性質がきまつておるわけでありませぬ。そのときにすでに、スキヤッピンで、この支払いの条件あるいは計算はあとできめる、こういう性質のものとして、ずっとあと来ております。別にその後性格が変わったものでも何でもございませぬ。その性格がずっと続いてきておるわけですね。そのことは、かりに、これは債務であるとおっしゃるのかわかりませぬが、いわゆる新憲法施行前のことでございまして、そのすべての債務について、新憲法施行前にあった債務を、新憲法になったときにもう一遍国会にかけなければならぬという性質のものでもございませぬ。これは、しかし、そういう意味の確定債務でないことは明らかであります。要するに、債務性の濃いものという性格は、そういうことを度外視しても、二十一年七月のスキヤッピンできまつておる、その性格はずっとあとまで続いております。こういうものでございませぬ。

○黒田委員 債務性の濃いものというのはどういう意味ですか。将来支払わなければならぬということがきまつておるなら、債務を負担したことになるのではないですか。債務性が濃いということと、債務という点とはどう違うのです。債務性があるとか、債務性がないとか、やはり債務がある

ということになるのです。詭弁を弄してはいけませんよ。健全な常識をもって判断した御答弁を願ひたい。

○林(修)政府委員 このガリオアあるいはエロアの援助の性質は、スキヤッピンの昭和二十一年七月の内容できまつておる。それをいかに表現するかという問題だけあります。これは、その通りに言えば、要するに、この援助の支払いの条件及び計算は追ってきめる、これを何と心得るかという問題でございませぬ。要するに、これは全部贈与ではないということをお現わしておる。追つて、その全部が、あるいは場合によつては交渉の結果贈与になるかもしれない。しかし、相当部分は返還を要求されるかもしれない。その返還の額は幾らになるかわからぬ。そういうことはすべてあとの交渉にまかされておる。つまり、全部もつたものではないという性格ははつきりしております。それを債務性が濃いということと表現したわけではございませぬ。要するに、条件の内容は、あのスキヤッピンの内容できまつておる、こういうものでございませぬ。

○黒田委員 全部もつたものでないというなら、一部はもつたものがあるというところになっておったのじやないですか。その点、林さん、どうですか。その反面、全部もつたものでないというなら、一部は支払わなければならぬもの、こう考えておったのです。それでやはり債務じゃないのですか。債務性が濃いじやなく……。それは全体としてはいろいろなものがあるが、全体としてはいろいろなものがあるが、性質を債務性が濃いとおっしゃられたのかかわかりませぬけれども、しか

し、全部が贈与じゃなくて、将来必ず支払わなければならぬものも一部あるということになれば、その一部のものが債務じゃなかったんですか。私はその当時のことが簡単に言うことは困難であるということはおわかっているので、すよ。けれども、政府が強弁されるから私は質問するのです。はつきりおっしゃい。その当時として、われわれは、ガリオア・エロア援助は債務だとは言えないものだ、こう思うのですけれども、政府の言うことははつきりしない。

○林(修)政府委員 これは、もう何回も繰り返すことになりましたが、要するにスキヤッピンの条項でまざるわけにございませう。これはよく御承知だと思

いますが、ガリオアの中にはごく一部分を初めから贈与だと言ってきたものもございませう。そういう意味で、全部が全部向こうが初めから贈与ではないと言っていたわけではございませんで、一部は贈与の部分がはつきりしております。それから、残った部分全体についていかほどを向こうがあと返還してもらいように要求するかという問題は未確定でございませう。従って、たとえば、はつきり向こうから贈与だと初めから言った分を全体から除いたものが日本側の計算で十七億九千万ドルにございませう。そのうちの四億九千万ドルを債務として確定する、そうすれば、残りは結局もらったことになるわけでありませう。そういう意味で、全体として考えて、全体のどの部分が債務であって、何年何月に来た物資は債務である、何年何月に来た物資は贈与であるというようなことは、ごく一小部分について初めから贈与と言ったもの

はございませうけれども、その残りの大部分のものは、つまり、この部分は債務であるとか、この部分は贈与であるとかいうことは、初めは何も向こうは言っていないわけでありませう。要するに、それは追ってきめるといふことであります。全体として総合してわれわれは判断するほかはない。全体として総合して判断すれば、債務と心得る、つまり、全部もらったものじゃない、いずれ支払いをしなければならぬものである、そういう性格を含んだものである、こういう表現しかできないものと思ひます。

○黒田委員 要するに、それは全体としては債務になるものとならないものがまじっていた、こうおっしゃるのでしよう。私はそれも考えませう。私の解釈はあとから申しますが、全体として贈与でなかったのなら、一部は債務になるものがあるということはその当時から考えておられたのではないですかというのを聞いておるのです。そうであればどんな問題が起こるかというところはまたあとから質問します。そうではないのですか。そうではなくて、まだ債務になるやら贈与になるやらわからぬものだ、全体的に見てそういうふうな考へておった、そういうふうにとれる説明もまじっていたように思われる。そこで、そのところをいろいろと聞いておるのであります。総理大臣の御答弁にもいろいろと前後矛盾する点が出たのです。ただいまの私の質問に対してはつきり答えていただく必要は余分なことを言っているだけだ、と初めてそういうことを聞かされるのでありますが、このガリオア物資の中

には贈与になるものもあるけれども、債務になるものもあるのだということに初めから心得ておったのだということになるのですかどうですか。林法制局長官のお話だと、全部が全部贈与ではないとおっしゃる。それなら、一部は債務となるべき性質のものだといふに受け取ることは常識じゃないですか。だから、そうであるかどうかというのを、イエスカノーカだけ聞かしていただければいい。ほかのことを言っていたら駄目ですと、また答えが不明瞭になります。

○林(修)政府委員 このガリオア・エロアの援助の性格は、スキヤッピンの第四項に書いてある通りでございませう。それ以上のものでもないければ、それ以外のものでもないわけにございませう。

○黒田委員 どうも私の質問に対する答弁になりませうね。こういうことでは質問を続けていくことが非常に困難だということになります。こういうことになるのじゃないですか。要するに、その当時の状態として、金額等ははつきりしないけれども、しかし、贈与でない部分があり、すなわち将来支払わなければならぬ部分があるというのなら、債務になるということが確実なものがあったのだ、そうすると、言いかえれば、金額等その内容はまだ明確ではないが、とにかく債務を負担しようかという関係になるのじゃないでしょうか。債務でない部分があることは別ですよ。必ず債務になる部分のものがあんならば、その内容は明確ではないけれども、内容はまだ確定してないけれども、しかし、そういう内容不明確なままでやはり債務を負担したこ

とになったので、債務負担じゃありませんか。

○林(修)政府委員 いわゆる不確定債務とおっしゃる意味がどういう意味かわかりませうけれども、要するに、これは今のスキヤッピンの第四項で、追って交渉しよう、追って協議してきめようということにございませう。従いまして、全体として、あるいはもらったものになるのか、あるいはその一部分の金額を支払わなければならぬようなことになるのか、そういうこと自身が不明確なわけにございませう。つまり、金額はほかの条件でまざるけれども、今金額はわからない、しかしほかの条件が成就すればまざるというふうな意味の不確定債務とこれは違ひます。要するに、幾ら払うか、また、払わないで済むか、どのくらいをどういう条件で払うかということとはすべてあとの協議にまかされていく。そういう意味は私は債務を負担したということにはならないと思うわけにございませう。いわゆる、いずれあるいは払わなくちゃならない事態は起るであらう、しかし、それはそのときに債務を負担したことに必要ならぬ、かように私は考へるわけにございませう。

○黒田委員 また問題になる言葉が出ましたね。払わなくても済むようにならなからぬと言われる。それなら、先ほどから言いますように、贈与か債務かわからぬという状態であったということになる。そうであるかと言え、いや初めから債務と心得ておるのだ、あるものは贈与だが、あるものはそうではないと言ふ。それなら債務になる部分があるじゃないかと、

今度は、払わなくて済むようになるかもわからぬと言ふ。これじゃ議論になりませう。

それでは、私はこう考へるということをおししてまいらう。大体、この当時のことを債権だとか債務だと言おうとするから今のようないきさつが起こってくる。私は、前回も申しましたが、池田首相が、贈与なりやあるいは貸与なりやという問題はまだまざる貸与なり、もらう場合もあるかもしれぬし、払う場合もあるかもしれぬ、講和条約のときにこれはまざるのだ、こう言われました言葉の意味はどういう意味か。私はこういふふうな解釈をする。それは、前回の質問で繰り返して述べましたように、ガリオア・エロア援助が行なわれておりました当時は、アメリカの占領政策としてこれが行なわれておったのでありまして、従って、一方的意思によって行なわれたものである。決して契約の基礎に立って行なわれておったものじゃないのです。すなわち、法的な債権債務の関係というふうなものはまだ発生するようない状態ではなかった。しかし、将来は払ってくれということも書いてあるではないかと、言う者がありますが、その意味は、契約の基礎に基づいて債務として弁済を要求するという意味ではなくて、占領者として対価を将来取り上げることもあるかもわからぬという意思を留保しておるのだ、私はそういうふうな意味に解釈すべきであると思ひます。協定に基づいた権利の実行としてというふうなものではなくて、事実上の取り立てをするところがあるかもわからない、こういう意思を表わしておるものでありまして、従って、わが国がこれに

報いるといたしましても、吉田元首相の答弁のように、あるいは緒方副総理の答弁のように、法的債務としてでなく、そういうものとしてではなくて、国の名譽の問題として、道義の問題として、やっかいになったのだからお礼はするのだ、こういう意味において返すという考え方も出てくるわけです。私は返す必要はないと思いますが、返すとしてもそういう関係においてであつたのじゃないですか。それなら何も権利義務なんというところでむずかしく言う必要はないのですよ。政府が法律上の債務の負担として今回協定の承認を求め、従来債務と心得るというように言われてきたものですから、そこで私は今このような質問を続けてきたのです。私どものように解釈すれば、これは私は実態に即した解釈だと思ふ。そうすれば何も苦しい答弁をする必要はない。昭和二十四年に池田首相が、債務になるやら贈与になるやらわからないと言われたのは、私が言うたような意味と解釈すれば、すなおに理解できるのです。そうじゃないのでしょ

ことを言っておられるのでございませう。贈与の分もあるけれども、他の部分は債務であるならば、債務はあったということになるのですから、私はそう解釈します。総理の御答弁では私どもは満足することができません。あくまで、債務になるべきものも一部含まれておつたという御解釈である。政府はそう言っておられる。今までの答弁で答弁の内容は再三変わつて参りましたが、たゞいまは、債務の分もある、そう言っておられるのです。すると、憲法上の承認を経ない以前に債務の負担をしておつたということに事実上なるのですよ。債務の分もあると強弁すれば、そういう理屈になる。これは私は健全な常識で考えてそういう問題が起こってくると思うのです。これはどうですか。

は国会の承認が必要である、国会の議決を必要とするという、今の憲法八十五条でございしたか、その規定に言うような債務ではないと私は思ひます。その債務には今度の協定によってなるわけでございします。従ひまして、今回の協定でその御承認を得れば、それによつて国の債務として確定するわけでありませう。それで、その以前の問題については、先ほどから申し上げた通りの性格のものでございしますから、これは、今の憲法に照らしても、そういうスキヤピンが出た当時においてこれを国会にかけなければいけないという問題ではないと私は思ひます。まして、そのスキヤピン自身、これは旧憲法時代に出来たものでもございします。今、今の憲法の問題でもございします。しかし、いづれにしても、あのスキヤピン自身がそういう確定的な債務をきめたもの、かようにいわれわれは考えない。あそこには書いてある通りのもので、かように考えます。かりにこうしたことが今の憲法下に起こつたとしても、私は、ああいういわゆる憲法八十五条で言う債務負担ということにはならない、かように考えます。

を求めているというにすぎないのではないかと。○林(修)政府委員 憲法の問題は、形式的な問題と実質的な問題と両方ございします。つまり、国会の承認を得なければ有効な債務でないという問題が一つと、それから、そういう債務負担をするには国会の承認を要する、そういう実質的な債務を政府限りで負担してはいけない、こういう二つの問題があるわけでございします。どちら側から言つても、これはそういう性格のものではなかつた、かように考えるわけではなかつた。事は旧憲法下においてしこつて起つてゐる問題でございします。今、憲法の問題ではどちらにしてもない。しこつて、こういうような昭和二十一年七月のスキヤピンのような事態は、今後、普通の状態では私はおそれなく起るまいと思ひます。普通のときには、要するに、政府としてあとで払うか払わないかわからないというようなことで物を買うというものは、普通には起らない事態だと思ひます。平常時においてはこういうことは起らないと思ひますが、しかし、かりにまだ払うか払わないかわからない、全くもらうかわからないという問題であれば、憲法で言う債務負担というものはおおよそ違つたものだ、かように考えます。

すると、ガリオアは払うか払わないかわからない、全くもらうかわからないというのですか。それならもちろん債務負担にはならない。そうおっしゃつたのですか。○林(修)政府委員 不確定債務というものにもいろいろ言葉がございまして、つまり、金額はきまらないけれども、こういう条件がこうなれば金額ははっきりきまつてくる、そういう意味の不確定債務でございします。しかし、初めから債務であることははっきりしている、ただ、その金額の内容等は一定の他の要件によつてきまつてくる、こういうものはもちろん債務負担でございします。しかし、ここで問題になつてゐるような問題は、実は条件を追つてきめようということでありまして、金額、あるいはもらうことになるかもわかりませんし、あるいは債務負担になるかわからない。そういう問題は、条件をきめて初めて国会の御承認を得て、それではっきりした債務にする、それをきめなければ、実は法的債務であるかどうかかわからない。きまるまでは憲法で要請しておるような債務負担という問題は起らない。これはかりに今の憲法下に引き直してもさうだと思ひます。

問題、何べんも申し上げますように、二十一年七月の問題でございします。これはいわゆる旧憲法時代の問題でございします。また、占領という一つの特種な事態の問題でございします。しかし、そういう問題を度外視しても、今の憲法に引き直してみても、つまり、今後折衝してみなければそういう法的債務になるかどうかかわからないという問題は債務負担ではないと私は思ひます。

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

○池田元首相 吉田元総理が言われた法的債務でないということは、国が債務を負担することは国会の承認を得なければなりません、従つて、法的債務でない、こう言っておる。私の言つておる債務と心得るということと同じ

ら、一部、（発言する者あり）——君に聞いたことがわからぬと言った。君に聞いているのじゃない。そう心配せぬでもよろしい。僕はこれでやめるんだから、心配要らぬ。心配するのは政府の方だ。全部もらえるというものをなぜ債務と心得ると言ったのですかというのを聞いておるのです。この点なんです。交渉によつてはゼロになる、あるいは全部もらえるかもわからぬ、一部払わなければならぬかもわからぬ、このところがわからぬのでありますからと言っておる。これをなぜ債務と心得たのかと言うのです。向こうが言ったから心得る、それは心得るになりません。債権とか債務というものが生ずるのは、向こうが一方的に言うたから生ずるものじゃないのです。これは相互の問題なんです。債務と心得ると言うたことは、これは債務と思うたということなんです。だから、債務があったんです。これは黒田委員の質問の通り。ところが、全部もらえるかもわからないものを、それをどういうて心得るということが言えるかという問題は、きわめてこれは重大ですから、私はもう質問しませんが、これだけははっきりしておいてもらいたい。

○池田国務大臣　昭和二十一年七月何日の覚書によりますと、援助物資の支払いの条件及び計算については追ってこれを交渉する、こうなっておるのであります。この言葉自体は、理論的に考えますと、万が一もらう場合も理論的にはあり得る、観念的には。しかし、それは非常な例外の場合。これを私は言ったのだと思います。理論的に言えば、支払いの条件、計算は追って定め

るといふときには、これは全然贈与といふことは理論的に起こらないか、実際の別問題として、理論的に起こり得ないかといふことになる、そういう場合も例外の例外で、概念的に考えられぬことはないといふ意味で法制局長官は言ったと思います。概念的に考えられぬことはない、こうお考え願いたい。支払い条件及び計算につきましては追って定める、それで、支払いの条件及び計算については追って交渉で定めるといふときに、われわれは、今の日本語で、債務を負担したとは言えない。しかし、将来債務になり得るものがあると考へますので、債務と心得る、こう言っておるのであります。

○川上委員 総理は、概念的にと、きわめてまれにと言われましたが、このきわめてまれにあり得ること、これを総理言うておる。あり得るものを、どうして先に債務と心得たのか。絶対にそういうことはあり得ないから債務と心得たというのじゃないのです。まれな場合にはそういう場合もあり得ると言う。それから、長官ははっきりと、全部もらえるかも知れぬから、ここをはっきり言わなかつたのだ、こう言うておる。それをどうして債務と心得たのか、この点がはっきりしない。同時に、総理の方では、ごくまれな場合にはあるけれども、全部もらえることもあり得ると言う。そういう場合には債務と心得ることはできません。関連ですからたくさん言いますせんが、この点がはっきりしないから、このあとは、発言する者あり——何です。(ヤジなんか耳をかくすのじゃない)とつぶやきあり——そうじゃないんだ。委員長、ヤジをとめなさい。まじ

めな質問をしている。どうしてヤジするのですか。これをとめなければだめだ。関連の関係をいかにいふのならば、委員長は関連をやめいという命令を出さない。私は許可の範囲でやっている。

○森下委員長 川上君に申し上げます。関連質問でございしますから、なるだけ簡単にお願ひします。

○川上委員 私はこれ以上繰り返して言いませんけれども、私の要点はもう簡単なんです。全部もらえるかも知れぬと言ふ。総理は、万々一ではあるけれども、全部もらえるかも知れぬ、こう言われた。これをなぜ債務と心得ると合点したのか、ここなんです。これだけなんです。

○池田国務大臣 私は、援助物資は、贈与の分も考へられるし、それから貸与とも考へられる、こう言っておる。ただ、法制局長官が言うのは、あの昭和二十一年七月の覚書を純理論的に言へば、支払いの条件及び計算は追って交渉で定めるといふときに、これはもう全然理論的に、全部もらえる場合、全部支払いをする場合、これがないかといったから、そういうことも理論的にはあるといふことを法制局長官は言ったと思うのであります。それを私は申し上げておる。昭和二十四年の委員会で、野坂君の質問に対して答弁しているように、この援助物資は、贈与の分もありましようし、貸与の分もありましよう、今ははっきりいたしません、これ以上申しかねますと、こう言っておるのでございまして、法制局長官の今言った、覚書の支払い条件及び計算は追って定めるといふ場合におきまして、概念的な問題としてはこう

だと言っているという意味で、私は補足したのであります。

○川上委員 関連質問ですから、留保しておきます。

○黒田委員 今朝からの御答弁は、戸叶君あるいは川上君などが御質問になりましたことに對する政府の御答弁も、私に對する御答弁でも、問題を少しも解決してありません。この点は、あらためて速記録を精査いたしました上、いま一度質問をいたします。そのことを留保しておきます。

なお質問を続けていきたいと思ひますが、休憩の時間が参りましたので、休憩後に質問を続けます。

○森下委員長 この際暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時三十分開議

○森下委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。黒田壽男君。

○黒田委員 午前中に引き続きまして質問いたしますが、少し角度を変えます。それから、午前中のようにいろいろと問答を繰り返してありますと、貴野な時間が必要以上に費やすことになつておるのではありませんか、これから質問は、私の質問の要旨を述べまして、御答弁で食い違ふところがありましても、あるいはきょうは質問を繰り返さないかも知れません。後日それをまた問題にするという方法をとることにするかも知れません。そうしますと、午前中のようなやり方で進めますと、なかなか予定の時間通りに質問が終らないのであります。そういう心がまえでこれから質問をいたします。

そこで、池田首相にお伺ひします。が、今回政府はガリオア・エロア援助を債務としてその負担の承認を求めておられるのだと思ひます。今はガリオア・エロアをはっきり債務としてその承認を求めるといふことで、その協定がこの委員会に提出されておるのだと考へますが、そうしますと、従来債務と考へておつたものがここではっきり債務と言ひ得られるものになつた、そういうものとしてその債務の負担の承認を求めるといふことになると思ひます。債務と心得たものがいつ債務になつたのであるかといふことがはっきりしません。こういう難問が出てくるのです。債務だ債務だと言ふからこういう質問を發せざるを得なくなるのですが、一体いつから債務心得といふものが債務になつたのであるか、それをまず第一に質問してみます。

○小坂国務大臣 いづから債務になるかといふことでございしますが、この協定を可決いただきましたと、国内の憲法上の手續に従つてこの協定が効力を發生したときに債務が発生する、こういうことでございします。

○黒田委員 私はこの御答弁にも承服できません。今では金額も支払い方法も確定して協定を締結した。しかし、債務負担行為はすでに済んでおる。終つておるのです。ただ憲法上の手續を経てその負担行為の承認を求めるといふ問題が残つておるだけである。債務であるからこそその負担の承認を求めらる。ここに援助協定の

問題が起こつて、こういう協定を締結しようと思ふ。その協定を締結いたしますそのときにはっきり債権債務という概念を持つものは協定の内容の中に出てくる。それが協定の締結の段階で言われることである。これを日本政府の行為として合憲のものにするために国会の承認を経る。こういう順序になるのであります。協定を締結したときには、債務は確定しており、その協定の承認という形で債務の負担を承認する、こういうことになるのでしよう。

憲法に規定せられた承認を経たら債務になり、それ以前は債務ではないなどと言ふのは、はなはだしい論弁であります。承認を得るか否かは、合憲的な債務負担協定であるか違憲の債務負担であるかといふだけの差であつて、相手国に對する関係で債務負担の契約をしたという点では同じじゃありませんか。承認が得られなければ、協定を実行できず、政府の政治的責任問題が起こるのです。協定の中ではっきり債務を負担するときにからこそ、その承認を国会に求めておるのです。そして、それが承認されれば、承認された債務負担といふことになる。そして、その協定に基づいて金銭を支出するときに、またあらためて予算の形で支出の承認を国会に求める。こういう順序になるのです。すでに債務として内容が確定したものとされたから承認を求めらるるのであつて、債務という概念自身は、承認の前後によつて性質が変わるものじゃない。国として、憲法上で認めた債務であるかどうかといふことの違ひが起こつてくるだけじゃないのですか。

○小坂國務大臣 四億九千万ドル、これを債務としようと考えております。しこうして、これが債務に確定いたしましたのは、憲法上の手続が終わったときに債務となる。確定するわけでありす。

○黒田委員 だから、憲法上の承認を求めるときには、債務と心得ておるものじゃなくて、債務という概念のものとしてその承認を求め、こういうことになるのじゃないですか。どうも私はその点外務大臣の御答弁がはっきりしません。

○小坂國務大臣 これは、あらゆる協定、条約等です。そうだと思いますが、そういう協定なり条約を結ばう、こう考えて、それを条約なり協定なりにするわけです。それが有効なる条約なり協定なりになります。憲法上所定の手続を終えたときにそれが有効なものになるわけです。今度の場合も、四億九千万ドルというものが債務になろうというわけでありす。それについて、有効な債務として確定されるには憲法上の所定の手続が要る。そこで、それが終わったときに確定債務となる、こういうこととございます。

○黒田委員 これは、いろいろな例を見ればよくわかるわけです。たとえば、ガリオア・エロアは食糧の輸入が相当大きな部分を占めておりましたから、食糧の輸入の問題について見てみましょう。いわゆるMSA小麦の輸入の協定がございましょう。アメリカと日本との間に食糧の輸入に関する協定ができて、そしてその承認を国会で求めて、その承認に基づいて、その後協定で定められた債務負担行為を行な

う、こういうことになるわけです。これが普通の場合です。これは普通の場合でございすから、そういう場合について言えば、第一にその協定を締結する。その協定を締結したときにどういう債権債務の關係が発生するかというところがちゃんと協定の中には出てきているわけですね。債務と心得るというふうなものじゃなくて、債務という概念のものとして出てきている。それを国会が承認するときに政府は合憲的に債務負担行為をすることができ。協定を締結するときには、債務という概念は出てくるわけですね。そういうものと、今回のガリオア・エロアの輸入行為とは非常に違う。今までは債務と心得る、心得る、こうおっしゃってありますが、もし外務大臣のような御答弁でありますならば、MSA小麦の輸入の協定ができたときに、その協定文の中には債務という概念は出てこず、債務じゃないで債務と心得るというものであつたのでしうか。

やはり債務の概念のものであつたのでしう。それを国会で承認して初めて合法的に負担行為をなし得ることに日本政府としてはなる。今回のこのガリオア・エロア処理協定の中に出てくるものも、債務という概念のもので、債務と心得るというものでない。普通の債務の概念で用いられるその債務というものでないかというのが私の質問です。そうじゃないですか。それと、今の債務と心得ると言っておられたのとどこが違うようになるか。債務と心得るものがある債務になったかと先ほど質問しました。ここで承認したとたんに、債務と心得るものが債務に

なる、そんなことじゃ私は理解できない説明だと思ひます。

○小坂國務大臣 ガリオア・エロアの問題につきまして、援助を受けたときに、昭和二十一年七月二十九日の覚書もあり、かたがたアメリカ側では債務と云っているのです。これは、いろいろ人の証言で、その負担を陸軍省がいたします場合に、陸軍省予算を先方のアメリカ議会で審議する際に、幾たびかそういう発言があるわけですね。そこで、日本側としては、これを債務と心得て、そのうちの幾ばくかを債務とするかというのを外交交渉によつて考えるということにして参つたわけでございます。今回、その案がまとまりまして、四億九千万ドルを支払いましょう、こういうことになったわけですね。しかし、これはあくまで支払ひましようでございまして、支払うという確定的な債務にするには、国内の憲法上所定の手続を経て初めてここに債務が確定する、こういうことであります。

これは、法律案でもみな同じことじゃございせんか。法律案ができて、それが国民の権利義務を規定する。しかし、これが憲法上所定の手続を経て初めて法律になるのです。そして初めて国民の権利義務を規定することになるわけですね。それと同じだとお考え下されば、何ら不明な点はないと思ひます。

○黒田委員 私の考えと外務大臣の考え方とは依然として食い違つております。それでは、これもこのままにしておきましよう。重要な問題として論ずべきものとして、後日の委員会るときに問題にしましう。

それでは、一つ角度を変えてお尋ねしてみましよう。今回の債務協定の承認問題における特徴は、債務負担行為を、憲法上の手続によつて国会の承認を経ない前にすでにやっておるというところにあるのじゃないでしょうか。先ほど私がMSA小麦の協定の話をしましたが、あの協定のごときが普通のやり方でありす。まず協定を結ぶ。そのときにはもう債務という概念ははっきり出ています。それを国会が承認することによつて、政府として協定に基づく債務を負担することが合法的に行なえるようになる。そういう合法性を得た上で債務の負担行為をする。債務負担行為をすることとそれ自身を事前に国会の承認を得て、しかる後に負担行為を行なう、これが普通であります。そして、その負担行為が自身の事前承認を経た上に、さらに、いま一つの段階として、その債務負担行為から生じた債務の支払ひをするときに、今度は予算の形で承認を受ける、こういうことになると思ひます。ところが、今回のこれは、これは理論の問題でなくて事実問題ですが、ガリオア・エロア債務協定の承認を受けて、それからガリオア・エロアの物資を輸入するというの物資の輸入ということは数年前に済んでしまつています。それを今になって承認を受ける。こういうふうになつていて、今回の協定承認におきましては、普通の場合とははなはだ異なる特徴が出てきております。事後承認というところになつておる。憲法上こういうことが合法的にできるかどうかという問題があると思ひます。政府が債務と心得ておつたものでないと言われるな

ら別問題ですが、債務と心得ていると言われるから、そこで私の今言うような質問が出てこないわけにはいかないのです。今回の協定は、これから債務負担行為をするということとそれ自身の承認を求めておるものではなくて、すでに債務負担行為をしたそのあとで承認を求めておるという特殊の問題である。これは私は事実を申し上げるので、それから、別に御答弁を承る必要もないと思ひますが、事後承認であるという私の見方について一応政府の御見解を承りたいと思ひます。

○小坂國務大臣 この事柄の性質は、これは事実でございすからあえて説明を要せぬと思ひますが、終戦後の日本の物資欠乏の際に、こういう援助物資が来た、こういうことであります。これをいかに了解するか、こういうことでございす。先ほどからしばしば述べておりますような事情で、われわれは債務と心得た。しかし、昭和二十四年に阿波丸の協定ができました。に、附屬了解事項というものがございす。この協定は国会の決議に基づいて政府が授權されていたした協定でございす。この協定を作りますに際して、衆議院では当時の岡崎勝男議員、参議院では佐藤尚武議員がそれぞれ決議案について提案理由の趣旨を説明している。このときに債務という言葉を使つておる。そして、了解事項では、有効な債務というふうな了解されておるのではありません。そこで、黒田さんの御質問は、そういう場合に債務というものを確定しておいたらいんじやないか、こういう御議論のようございす。そういう際に債務を確定すれば、二十億になつてしまつたの

です。十九億五千四百万ドルという債務ができてしまふ。そこで、われわれとしては、日本の国民の立場からして、どうせ債務になるにしても、できるだけ少なく払った方がいい、そういうことで今日までいろいろ交渉を重ねて参りました。ようやく合意ができましたので、四億九千万ドル払いましょう、四分の一だけ払いましょう、こういう話を合意したわけでございます。そこで、国会の御承認を得ればこの四億九千万ドルというものが債務として確定される、こういうことでございまして、少しも問題点はないと思ひます。

○黒田委員 少し先走って小坂外務大臣は御答へになりましたが、ただいま外務大臣が御答へになりました御答へにつきましては、私はあとで質問をしたいとその用意しております。

私が今質問いたしましたのは、普通、債務を負担する行為を国会に承認を求める場合は、事前に、負担行為をすること自身の承認を国会に求めて、その承認を受けて、しかる後に負担行為を実行する、これが普通でありましょう。これは事実問題を尋ねておるのです。あの当時行なわれたことがどういふ事情のもとで行なわれたかというところを尋ねてゐるのではないのです。そのときにいろいろ御事情があったというところ、そのことに對してはわれわれも無知ではありません。ただ、私の今お尋ねしているのは、普通の債務負担行為の承認の場合には、繰り返して申し上げますが、事前に負担行為の承認を求めるということが憲法の予定してあるところでございますが、この場合は、どういふ事情があったかと

いうことは別問題といたしまして、これから債務負担行為をするその承認を求めるというのではない。すでに債務負担行為をしたその後に承認を求めるとおるという、そういう事案である。私はそう思ひます。そうであるかどうかというところをお尋ねしてゐるので、これは事実問題でございまして、別にこれに對してどういふと申さるべきことではないと思ひます。

私も申しますように、はっきりこれは事後承認を求めておる事案だということをお答へ下されば、それでよろしいわけですね。私は決して政府に無理なことをお尋ねいたしません。私もいろいろその当時の事情は知っております。ただ、事実を事実としてお尋ねしてあるのでございまして。そういうような問題としてお答へ願ひたいと思ひます。

○林修政府委員 これは、条約でも実はいろいろ型があるわけでございます。今おっしゃいましたように、一定の約束をして、その約束で、たとえば政府がその権限によつて債務負担をする、そういう授權をするような内容の条約もございまして。それから、今回のガリオア・エロア援助返済協定のよう、条約自身がその債務負担をきめてゐるものもあるわけでありまして。たとえば、条約に例をとりますと、たしかラオスに十億を供与するというようなものも、あれはその条約自身で十億供与という債権債務をきめていた。つまり、条約自身の内容が、日本はこれだけの債務負担をいたします、そういうものでございまして、それに基づいてさらに行政府がアメリカに債務負担するといふようなものではないのであ

りまして、これ自身が債務を発生させる、そういう条約でございまして。決してこれは事後承認ではないわけでありまして。これは国内法に例をとつてもすぐおわかりだと思ひます。国内法でも、たとえば行政府がこれこれの債務負担をするような契約をすることができるといふ授權行為をきめた法律もございましてけれども、国は、たとえばある問題について三分の一を負担する、とはっきり法律自身で債務ときめたものもあるわけでありまして。この条約は、後者、つまりこの条約自身で債務負担をきめようというわけでありまして。従つて、これが発効すれば、そこで債務が成立する、こういうわけでありまして。

○黒田委員 どうも私の質問の意味を正しく理解されないで御答へになつたやうであります。債務の負担を承認するといふ形式は、これは私はいろいろあると思ひます。債務負担行為がそれ自身を法律の制定という形で承認する、そういう形式もございまして、それから、今回のガリオア・エロア協定は、協定を承認するといふ形式で債務負担行為の承認を求めている、こういう形式のものもあると思ひます。私が質問を繰り返してゐたしておりますのは、こういう負担行為をしてもよろしいといふことを事前に国会の承認を求め、その後で債務負担行為をして、そこに債務が現実には発生する、そしてそれを履行しなければならぬという問題が起きてくる、普通はこういうものである、ところが、今回は、債務の支払いをしなければならぬといふその根本の原因になる行為はすでに承認前になされておる、そういう関係にある

のではないかといふ事実関係を私は聞いておるのであります。私は、事実をありのままに申し上げておるので、これに對してははっきりした御答へを求めることは、私は少しも困難ではないと思ひます。こういうところに普通の債務負担行為承認の場合との協定の場合との間に根本的な違いがある。債務と言はれるならばこういう問題が起つてくるわけでありまして、それを質問しておるわけですね。

○林修政府委員 今おっしゃった点になりますと、先ほど外務大臣が御答へになりましたことがお答へになると思ひます。ございまして、それは對して政府としては債務と心得ておつたわけでありまして。それについてアメリカと交渉がまゝつて、これだけのものを払いましようといふ債務負担がこの条約でございまして。従ひまして、現在まではいゆる債務と心得ておつたわけで、債務負担をしたわけではなかつた。今度の条約の効力発生によつて債務を負担しよう、そういうことでございまして、この条約自身がいわゆる債務負担行為そのものをきめたものだ、かやうに考えております。

○黒田委員 違ひます、質問の趣旨とは、憲法上の手続に基づいて国会の承認を得るといふことは、負担行為をしたことに合法性を与えようといふ問題である。そうでしょう。普通は、債務負担行為をすること自身を国会で私どもが承認するとしても、債務負担行為はそれ以前に現実に行なわれているものではない。ところが、負担行為としてガリオア・エロア物資を輸入した

こと、そのことによつて債務性は発生する。政府が債務性のある部分もあると考へておるとおっしゃるのですから、輸入したといふ行為によつて債務の負担行為を行つたのである、それを今後合法性を与えようとしてその負担の承認を求めているのだ、こういう事実関係になるのじゃないですか。こう見ると常識ではないか。こういう場合は實際は憲法の予期してゐないことですね。政府が頭を痛めるのも無理はないと思ひます。こういう場合はめつたに起こることじゃないのです。占領下のいわば特別な例外的な状態です。そこで、憲法も期待してゐないやうなことが行なわれた。債務性のあることには間違ひないのだ。いづれは支払うべきもの、こういうやうに政府は考へておいてなつたといふのでありますから、そういうものとしてガリオア物資を受け取つたことになる。だから、そのことが債務負担行為になるのです。そして、そういう債務負担行為をしたあとで、それに合法性を付与するために国会の承認を求めているのだ、こういう関係になるのじゃないですか。これが常識的な考へではないことによつて債務負担行為になるというのじゃないかと、ここで承認することとは、すでになされた債務負担行為に合法性を付しようといふ政府の意図からである。普通ならば、協定の国内的有効性を得るべき手段として、承認を得て、しかる後に債務の負担行為をするべきである。そして、それによつて債務が発生するのである。こういう順序になつてくる。これは繰り返して申し上げますけれども、そういうことになる。

もう一度申し上げますが、本件では、ガリオア物資を受け取ったというその行為が債務負担行為になるのです。それに合法性を与えるために国会の承認を求めているのだ。本件では、債務負担行為がそれ自身は、この承認を求める以前になされておるものだ。そういう事案であるという点において、普通の、たとえば先ほど申しましたように、MSA小麦輸入のアメリカと日本国との協定のようなものと、はなはだしく異なる特徴を持つておるのではないかと、いうことを質問しておるのです。

私は、こういうことをあまり繰り返して質問をやっておりますは時間をむだに使うことになりましますから、もう一度だけ政府の御見解を承っております。次に、次の問題に進みますが、もう一度だけ御答弁願っておきたい。

○林(修)政府委員 この点は一貫して昭和二十年來言っておることでございます。つまり、昭和二十一年七月以來にガリオア・エロアの援助物資を受領したこと、あるいはその覚書自身も債務負担行為とは見ておらないわけでございます。それは、ああいうものの性質で、債務と心得る。ああいう性質で来たものだから、債務と心得るというところで考えておるわけでありまします。いわゆる債務負担は、この四億九千万ドルという確定した債務を負担する、今回の協定によって初めて債務を負担する、そういう考え方で来ていることは、もう何回も今までお答えしたことだと思ひます。

○黒田委員 今法制局長官の御答弁になつておるそういう論弁は、きょう私はもう繰り返して承ろうとは思ひません。そういう御答弁を承るのはむだで

す。そこで、後日にこの問題を留保しおきまして、私の意見をはっきりと申し上げておきます。まだこれから何回かこれが問題になることだけは心得ておいて下さい。私は、きょうはこの問題につきましてこれ以上は質問いたしません。しかし、私の意見だけははっきりときよう申し上げておいて、この問題については私自身としましてはこれを留保しておいて質問を終えることにします。

私自身の意見を申し上げておきます。これはしよつちゅう私どもが申すことでの地位が最高のものに高まつて、従つて、財政に関する国会の権限も強化せられたのであります。そして、憲法第八十三條によつて、財政に関する国会議決主義の原則が定められまして、さらに、八十五條によりまして、債務の負担行為も国会の議決に基づくことが必要であるとされたのだと私は思うのです。これは、行政府に対する国会の監督、コントロールを私は定めたものであると思ひます。こういうところに憲法上の規定の意味があるのです。もし私の見解に従ひますれば、国会の承認なくして債務を負担する——私、今回の場合はそうだと思う。——「そうではない」と呼ぶ者あり。私はそう解釈する。そういうものであつても、後日、今回のように、事後承認を受ければよい、もしそういう考えであるとしても、ならば、不当な債務負担行為が国会の意思にかかわりなくなされるということを許すことになるのです。これでは債務負担に関する国会のコントロールを保障しました憲法第八十五條の後段の規定は無意味になつてしまふ。国会の意

思とかかわりなく政府によって不当な債務を負担するようなことを防止することによつて、一そう国会の政府に対する監督統制を全からしめようというのが、憲法八十五條後段の規定の趣旨であると私は考えます。すなわち、事前に債務負担の段階においても国会の議決を要することとしたのがこの規定でありまして、債務負担の行為とは何であるかというところは、私が先ほど言つたような意味のものであります。

繰り返して申し上げます、憲法第八十五條後段は、国費の支出の原因である行為をなすこと自体について国会の議決を得よう要求しておるのであります。従つて、国会の議決のない限り債務負担行為をすることは許されません。これに違反してなした債務負担行為、すなわち国会の議決なしに債務負担行為を行なうということは憲法違反になる。さういふ行為をすることは、政府に憲法違反の責任が発生するのであります。私はこういうように問題を解釈しておるのであります。政府がガリオア・エロア輸入を債務と心得ておられたということになりますれば、そうしてそういう考えのもとで輸入物資を受け入れられておつたとすれば、そしてまた政府は債務性と言われるのですから、そのことによつて債務が発生して、債務の支払いをしなければならぬというところになります。ならば、政府が憲法違反を犯したという理屈になつてくるのです。ガリオア・エロア援助が債務であつたとすれば、憲法違反の債務負担行為となつて、このやうな違反行為に私どもは事後承認を与えるということはできないのであります。こういう關係になつております。これは私

の意見でございますが、先ほどの外務大臣の御意見に私は承服することができません。

私のこれだけの意見を申し上げておきまして、いま一つ、この協定について発生いたしております問題をとり上げてみたいと思ひます。

私は、今回の協定の中に、憲法上の見地から見て二つの問題点があると思ふ。第一は、今申しましたように、事前に国会の承認を経ないで債務負担行為をしたということ。債務と心得ることになる。それから、第二は、内容不明のままに、とにかく将来は支払うべきものと心得ておるというやうなものを輸入したこと、これはとにかく債務を負担したことになる。これは、何らか内容のわからないばく然とした債務を負担したということになるのです。政府がガリオアは債務性があると云われるならば、こういう二つの問題が起つてくると思ひます。今まで私が申しましたのは、その二つの問題のうちの一つを問題としたものであります。

そこで、いま一つの問題を取り上げてみたいと思ひます。債務が贈与とかからなかつたから承認を求め得なかつたのだ、こう言われるのであれば、これは私は別だと思ひます。しかしながら、内容ははっきり確定はしなかつたけれども、いづれは必ず支払わなければならないものであると考えておつた、そういうやうに考えながらアメリカのガリオア物資を受け入れた、それによつて債務を負担行為がその時行なわれたということになりますと、これは、憲法から見れば非常に不当なこと

になる。その当時の政治情勢のことは別問題といたしましう。私は、政府が債務と心得ておると言われるから、こういう議論をしなければならぬことになるのです。こういうやうに何だかはっきりしない形で、将来どのくらい支払わなければならないことになるかわからぬけれども、とにかく払うだけは払わなければならないということで債務負担をした、具体的に言えばガリオア物資の輸入をした、こういうやり方をすることは非常に不当でありまして、憲法はこういう場合を予想してないのです。そういうことをすること自身が憲法違反である。日本の憲法は、政府がこういうことをやることは予想してない。そういう憲法の予想していないやうなことが行なわれておつたという問題になつてくるのです。私どもは申しますやうに、債務が贈与とかからないのだ、占領軍の一方的意思として物資を送つてくれる、それをわれわれは受け取つておつたのだというやうに解釈するならば、私が今申しますやうな問題は起つてこない。ところが、政府が、債務だ、債務と心得ておるとおっしゃれば、今私の申しましたやうな問題が起こらざるを得ないのである。国会が承認し得るのは内容の確定した債務のみであります。内容の確定しないやうな債務を負担しても、それは承認のしようがないのです。これを承認したとすれば、こういうものを承認したとすれば……

〔発言する者あり〕

○森下委員長 静粛に願ひます。

○黒田委員 だから、内容の確定しないやうな債務を負担しても、それは承認のしようがないのです。これは憲法

上の常識だ。だから、憲法はこういう場合を予想していないのです。こういう債務の負担の仕方というものを予想していない。だから、何だかわけはわからないが、こういう債務負担行為をして後日これは幾らであったというようなことを言つて国会に持ち出し、これを承認してくれ、こういうやり方をすることは憲法の予想していないところでありまして、こういうものに一々承認を与えておつては、憲法が行政の財政権の行使のコントロールをするという意味において、債務負担行為について国会の承認を求むべきであるとしてその意味が全然失われてしまふ。私は繰り返して申しますが、今回のような場合は、憲法の予想しないような場合である。だから、普通の状態から言へば、そのような内容不確定な、不明確な債務を負担するということは、初めから憲法に許されることではないと考えられてゐるし、また、そういうことを政府がやるということも、全然憲法では予期されていないのです。それが、ガリオア・エロアの輸入について債務だと心得ておつたということになると、その憲法の予想していないようなことをやつた、そういう事件が起こつていたということになるのです。そうすると、やはり、私どもは、この行為を憲法違反の行為であると断定しないわけにはいかない。そうすると私は思うのです。

政府は、今この国会におきまして、この協定の承認を求めるといふ形で債務負担の承認を求めておいてになりましてけれども、元来、私が先ほど申しましたような意味において、これは憲法違反である。(「スキヤッピンは憲法違

反か」と呼ぶ者あり) スキヤッピン時代の代であるから、憲法を超越した時代の行為であつたのです。それを、皆さんが、法律的なものの、初めから債務性のあつたもののように間違つて考えられておる。だから、そうであるというなら、こういう議論をせざるを得ないのである。私は初めから言つてゐる。スキヤッピン時代はアメリカとの関係において法律を超越した時代であつた。繰り返して言つてゐるじゃありませんか。それを政府があくまで法的なものだと言われるから、こういう議論をしなればならぬことになるのです。私は、憲法はあくまで確定した債務負担行為の承認を求めるといふことだけを予期しており、今回のような場合は予期していない、こう申したいのであります。

そこで、国会で今承認すればいいではないかという議論がございますけれども、繰り返して申しますように、国会が承認し得るのは、内容の確定した債務を負担した場合のことでありまして、内容においてどう確定するかわからない間に、しかし債務性はあつたと初めから考えていて、輸入によつて債務を負担してしまつたというのが今回の事案だ。あとになつて金額がきまつた、それから債務負担行為の承認を求めるといふ事案であります。こういう内容の確定しなかつた場合に、しかもなおかつ債務と心得て負担行為をしたというふうなものに、私どもとしては承認のしようがない。そんなものを承認したとしても、そういう承認は憲法の予期しておるところではございませう。そういう承認をすることは、八十五条後段を無意味にしてしまふので

す。だから、私どもは、そういう憲法違反の行為に賛成することはできないということになる。ここで条約を承認したから債務負担行為の承認ということになるではないかという議論があるかわかりませんが、しかし、憲法違反の内容を持つておる事前の債務負担行為をここで承認すること自身が、私は憲法違反であると思ひます。私は、このガリオア・エロアをスキヤッピン時代から債務と心得ておられるということになれば、こういう憲法問題が起るということをおし上げておるのです。これにつきまして政府の御見解を承つてみたいと思ひます。

○小坂國務大臣 債務と心得る行為をしたなら、そのときに債務が発生したのではないかと、従つて、これは憲法八十五条の規定から見て違憲であるといふような趣旨の御意見でございまして、私は、先ほどの御答弁でいろいろ尽きておると思ひますけれども、一つつけ加えて申し上げますと、新憲法ができてまして、昭和二十二年の五月三日にこれが効力を発生したわけでございます。五月二十四日に片山内閣ができました。六月の十九日に極東委員会の決定があつたわけでございます。この決定は、先ほど御答弁で総理から申し上げましたように、日本の輸出代金は非軍事的輸入の費用に使用することができ、これははっきり代金を取るものであるということをおつてゐるわけですね。黒田さんの御見解に従えば、そのときなぜあなたの御意見のやうに債務負担行為を国会にこの金額について出さなかつたか、こういう問題が出るわけでありまして。しかし、このガリオア援助については、この代金並

びに支払いの方法は後日決定するといふことになつておつたのでありまして、幾ばくが債務になるというその債務の額がきまつらないわけですね。額がきまらないものを確定するわけには参りません。従つて、今回相談をいたしまして、債務の額をきまつてこれだけおろす、こういうことにはいたしましたので、ここに憲法八十五条の規定に基づく債務の確定を国会に御承認を求め、こういうことでございまして、少しも憲法違反の問題などは出るものではないといふのが政府の見解でございます。

○黒田委員 私としても、その当時の事情はよくわかつてゐるのです。しかし、普通の場合には、決して、債務の額が結局幾らになるやらわからぬやうなものについて、それを負担するやうな行為をなすべきではないのです。債務性があると初めから強弁するならば、そういうことを政府がしたということになり、政治的責任の問題になるのです。普通の場合には、こういう事態が起らないといふことを私は繰り返して申し上げておる。スキヤッピンのもとだからあのような輸入をやらざるを得なかつた。その事情は私どももよく知つております。しかし、それは法的なものではない。先ほど言ひましたように、当時はアメリカに対する関係で普通の法的な環境で事態を理解できるといふやうな状態ではなかつた。だから、政府は、やれと言われるやうにやり、受け取れと言われるやうに受け取つた。そういうことになるので、決してそこに協定上の根拠も何もなかつたのです。もし普通の場合ならばちゃんと協定を結ぶ。そのときに、ど

れだけの債務を負担するかといふことがわからないままで、しかも債務になることははっきりしているものを負担する、そんな無責任なことがあります。そういうときには、債務となるべきものの額をきめて、そして国会の承認を求め、負担行為を行なう前に求める、それが普通です。それがあの当時にはできなかった。私は、できなかった事情を責めるのではない。できなかった事情があつたのは、政府が言われるやうな債務性の関係が発生するやうな環境にあつたのではなくて、私の申しますやうに、当時は法的環境を超越した状態であつて、そういう状態のもとで政府もこういうことをされたのです。普通の場合に政府がこんなことをされたら、大責任の問題です。それにもかかわらずそのときのことが責任として追及せられないのは、スキヤッピン時代のことであつたからだと理解してゐたからだ。私どもはその程度の理解を持つておる。また、そのやうに理解してゐたのであります。そういうときのできごとであるから、債権債務という関係は発生してゐないのだ、それを私どもは申し上げるのです。それを、その時期から、額はわからないけれども、いつ支払うかという時期はわからないけれども、そして支払い方法も決定してゐなかつたけれども、利率はきまつてゐなかつたけれども、いずれは必ず支払ふもの、そういうものが一部はあるといふことを政府は言われた。それではやはり債務負担行為になるのです。スキヤッピン時代であつたから、占領軍が一方的

た。しかも、これは、占領政策でございますから、占領期間が過ぎれば、もうこういう関係はなくなってしまうのです。もしそれまでに取り立てておきたいと思えば取り立てることもできましたでしょうし、取り立てていなかったとすれば、こういう関係は占領期の終了とともに消滅してしまうものである。私は、この関係についての明確な

問題になっておる借款と信用の問題が

在しておるところの債務の弁済の方法

額し得るものであると了解される。」

心得るといふ心境を二歩前進して、す

でに債務がここできたわけです。そこで、この債務発生の負担の行為をするときに、これは物の来たときに債務の負担行為があったと解釈することのできるし、私はそれが正しいと思います。物が来たときに代金支払いの義務が発生する。債務の負担行為は、物を送りましょう、受け取りましょうという合意のあったときに、これは債務負担行為が発生したと思う。私はこの黒田委員の意見が正しいと思うが、一歩譲って、その当時はわからなかったが、しかしここで日本の債務たることを確認して、双方の国が了解をしたということになる、この債務が確定的なものになって、ただし金額と支払いの条件だけがきまっていなかったのでありますから、債務の負担行為は、このときもしくはこのとき以前にあったものと見なければならぬという見解に立てば、なぜ国会の承認を得なかったのであるか、得ておるのでありますならば今回再びこれをかける必要がないではないかという議論が出てきます。その点に対してはいかががでしょう。

○池田国務大臣 援助物資が来たという事実は、われわれは認めるのであります。しかし、これを債務であるとは言っていない。将来これを減額し、債務であるけれども減額し得るものであるということを了解するという了解事項は、すなわち、われわれが債務と心得ているということを確認したのでございます。債務とここできまったわけではございません。事実は認めます。従いまして、御両所とも、債務負担行為が行なわれたとお考えになるのは少し早過ぎるので、事実を曲げる

ことになる。われわれは債務負担行為をいたしておりません。こういう援助物資が来たという事実は認めます。しかし、これが支払いの方法あるいは計算については将来きめる、こういうことがありますから、事実と、そういう文言によりまして、一応の債務と心得ておりますということです。だから、これは有効な債務であり、アメリカ政府によって減額し得るということを確認するということは、すなわち債務と心得ているということを確認したのでございまして、私は債務負担行為とは思いません。

○森下委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十九分散会